



搭乗型移動支援ロボットを利用した 公道実証実験事業 概説

つくばモビリティロボット実証実験推進協議会

平成27年7月10日策定
平成27年10月30日改訂

問合せ先

つくばモビリティロボット
実証実験推進協議会



平成27年7月10日より、セグウェイ等の搭乗型移動支援ロボット（以下「モビリティロボット」）を利用した公道実証実験事業が全国展開となり、一定の条件を満たす全国の各地域において実証実験事業が可能となりました。

「つくばモビリティロボット実証実験推進協議会」では、公道実証実験事業を実施したい皆様に対してノウハウの提供を行う「モビリティロボットスタートアップ応援事業」を実施しております。

詳しく知りたい方は、以下にお問い合わせください。

- つくばモビリティロボット実証実験推進協議会
（つくば市 科学技術振興部 科学技術・特区推進課内）

【住所】 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1

【e-mail】 info@rt-tsukuba.jp

【URL】 <http://mobility.rt-tsukuba.jp/>



Q. どうしたら乗れるようになるの？

A. 大きく以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ✓ 地方公共団体等の協力が得られること
- ✓ 「道路使用許可」をとること



地方公共団体が
協議会に参加する, など



所管の警察署に
道路使用許可を提出



Q. どんなロボットでも乗れるの？

A. 一定の条件を満たしたモビリティロボットのみが使用できます。

自賠責保険
(及び任意保険)の加入



大きさが、おおむね
長さ150cm、幅70cm以内



軽自動車税の納付 &
ナンバープレート取付
(自治体により免除の場合あり)





道路運送車両の
保安基準に適合
(不適合箇所は緩和認定されていること)





Q. どこでも乗れるの？



A. 自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道を走行できます。

 <p>自転車歩行者専用道路と普通自転車通行可の歩道は通行できます。</p>	 <p>車道（路側帯など）は通行することができません。</p> <p>普通自転車通行可の規制がされていない歩道は通行できません。</p>
---	--



Q. 車道は横断できるの？

A. 横断歩道があれば横断できます。

 <p>横断歩道があれば車道を横断することができます。</p>	 <p>横断歩道がない車道を通行・横断することはできません。</p>
--	--



Q. 敷地内だったら自由に乗ってもいいの？

A. 不特定の多数の人が通行できる開放されている場所では、道路使用許可が必要な場合があります。

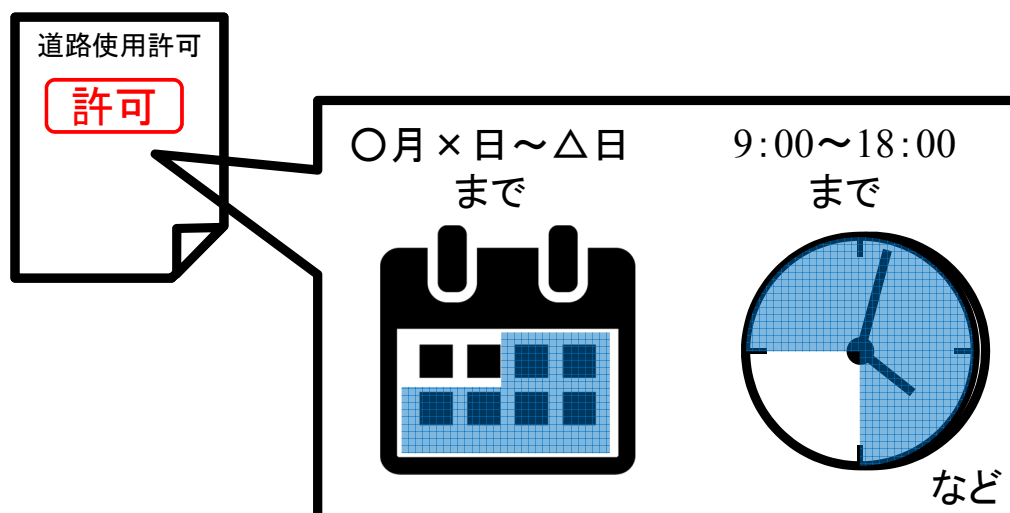


公園や市役所の駐車場などであっても、不特定多数の人に交通のために開放され、通行にあたり管理者の許可が必要のない場所は道路使用許可が必要なことがあります。



Q. いつでも乗れるの？

A. 「道路使用許可」で許可された期間と時間のみ実験可能です。





Q. 実験を行うときの注意事項は？

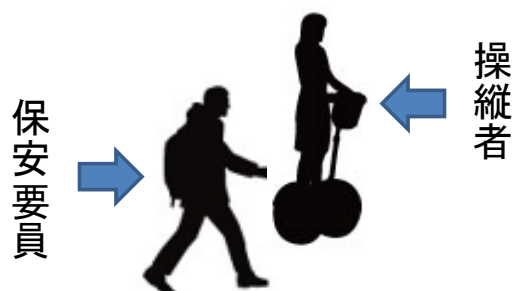
A. いくつかの条件を満たす必要があります。

(主な条件)

- ✓ 走行コースに看板を設置
- ✓ 現場責任者及び保安要員の配置



実験中であることを示す
立看板などを設置



モビリティロボットの近傍などに
保安要員を配置

8



Q. 誰でも乗れるの？

A. 運転免許が必要です。

また、未成年者は親権者の同意書が必要です。



■セグウェイ等の小型特殊自動車
小型特殊免許, 自動二輪免許, 普通免許, など

■原動機付自転車
原付免許, 自動二輪免許, 普通免許, など

9